

「石川啄木ゆかりの地」地域文化交流に関する協定書

盛岡市と文京区は、文化交流の促進に関する相互協力について、次のとおり基本的事項について協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、石川啄木が文学界に残した功績の顕彰を通じ、盛岡市及び文京区が、各種施策及び事業について相互協力し、もって地域交流の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の目的を達成するため相互協力する事業は、次のとおりとする。

- (1) 石川啄木に関連する展示、行事等に関すること。
- (2) 石川啄木に関連する資料等の収集及び調査研究に関すること。
- (3) 石川啄木に関連する文化事業等を通じた地域貢献、地域文化交流、観光等に関すること。
- (4) その他本協定の目的を達成するため盛岡市及び文京区が必要であると認めた事業

2 前項に規定する事業の実施については、別に定めるものとする。

(情報提供等)

第3条 盛岡市及び文京区は、本協定に基づく相互協力を円滑に実施するため、情報提供及び意見交換に努めるものとする。

(第三者の協力)

第4条 盛岡市及び文京区は、第2条第1項に規定する事業を実施するに当たり、双方の合意に基づき、第三者の協力を求めることができる。

(連絡担当部局の設置)

第5条 盛岡市及び文京区は、相互協力に関する連絡担当の部局をあらかじめ定め、相互に連絡するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項及び本協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。


本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方が署名の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月5日

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市

代表者 盛岡市長



東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

